

令和2年度 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン定期接種



尼崎市から対象者に送付している『**ピンクの予防接種券（ハガキ）**』を

使用することで、**一部公費負担**（自己負担額4,000円）

で予防接種を受けられます。

過去に一度もニューモバックスNPの予防接種を受けたことがなく、

下記の条件（**1**または**2**）に当てはまる方 が対象者となります。

1

令和2年度に以下の年齢になる方（生年月日をご確認ください）

65歳	昭和30年4月2日～ 昭和31年4月1日 生まれの方	85歳	昭和10年4月2日～ 昭和11年4月1日 生まれの方
70歳	昭和25年4月2日～ 昭和26年4月1日 生まれの方	90歳	昭和5年4月2日～ 昭和6年4月1日 生まれの方
75歳	昭和20年4月2日～ 昭和21年4月1日 生まれの方	95歳	大正14年4月2日～ 大正15年4月1日 生まれの方
80歳	昭和15年4月2日～ 昭和16年4月1日 生まれの方	100歳	大正9年4月2日～ 大正10年4月1日 生まれの方

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のご案内

接種期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで ※期間を過ぎると全額自己負担になります。 定期予防接種として受けることができるのは令和2年度のみになりますので、ご注意ください。
接種場所	市内予防接種実施医療機関（かかりつけ医にご相談ください） 市外で接種される場合は、事前に尼崎市保健所 感染症対策担当へお問合せください。 ただし、市外での接種の場合、全額自己負担となる場合があります。
接種費用	4,000円を窓口でお支払いください。 ※生活保護世帯及び中国残留邦人等の方は無料で接種できます。
持ち物	この「ハガキ」（必ずお持ちください） ・生活保護受給者、中国残留邦人等の方：受給者証等 ・60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の身体障害者手帳1級を所持されている方：身体障害者手帳

<注意事項>

このハガキを受け取られた方が、既に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を任意で一度でも接種された場合はこのハガキを利用して、定期接種を受けることはできません。過去の接種歴をかかりつけ医等に、必ず確認の上、接種してください。

2 60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の身体障害者手帳1級所持者

- ・過去に定期接種を受けた方は対象外のため、予防接種券を送付していません。
- ・過去に公費負担のない任意接種を受けた方は、市が接種歴を保有していないために予防接種券が送付されることがありますが、定期接種の対象外となり予防接種券は使用できません。

対象期間

令和3年3月31日まで

※令和3年4月1日以降は全額自己負担となります。

※青色の予防接種券（ハガキ）を送付された令和元年度対象者の方で、
新型コロナウイルスの影響により期間内（令和2年3月31日まで）
に接種できなかった方に対して延長措置を実施しています。

詳しくは尼崎市保健所感染症対策担当までお問い合わせください。

接種場所など、詳しくは予防接種券（ハガキ）をご確認ください。

なお、**尼崎市外での接種は事前手続きが必要です！**

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ

接種期間	2019年4月1日 ～2020年3月31日まで ※期間を過ぎると全額自己負担になります。
接種場所	市内予防接種実施医療機関 (かかりつけ医にご相談ください)
接種費用	4,000円を窓口でお支払いください。 ※生活保護世帯及び中国残留邦人等の方は 無料で接種できます。
持ち物	この「ハガキ」(必ずお持ちください)。 生活保護受給者証や身体障害者手帳、等

注意事項(対象外となる方・副反応)

この通知を受け取られた方であっても、既に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を任意で一度でも接種したことがある人は定期接種の対象外です。
過去の接種歴をかりつけ医等に、必ず確認の上、接種してください。

※過去に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を接種したことがある方が、再接種する場合、注射部位の疼痛等、副反応の頻度が多く、程度が強くなる場合があります。

市外で接種される場合は、他市への依頼書が必要ですので、尼崎市保健所感染症対策担当へお問合せください。
市外での接種は費用が全額自己負担となる場合があります。
平成31年1月に厚生労働省において、5年間の対象者の拡大についての経過措置の延長が決定しました。

◇お問い合わせ◇

尼崎市コールセンター

TEL:06-6375-5639

尼崎市保健所感染症対策担当

TEL:06-4869-3062

FAX:06-4869-3049